

# ご利用方法

## 1 協会 (JLGA) にご連絡ください。折り返しご連絡差し上げます。

お問い合わせフォームよりお問い合わせ、ご相談ください。

- ケース 1 パートナーとして認めてもらう為、勤務先に提出したい
- ケース 2 公正証書でなく、友人(親)を証人にパートナーとして形にしたい

## 二人の記録

豊島〇〇〇 & 池袋☆☆

私人間契約としての約束事  
お二人のルールなどを記載



記念日の記録

# パートナー契約書

一般社団法人 日本同性愛者協会

氏名 豊島 〇〇〇  
Toshima Marumi

豊島の印

氏名 池袋 ☆☆☆  
Ikebukuro Nihoshi

池袋の印

上記二名を、パートナー関係にあることを、協会の名において証明する。  
二人は私人間の契約として、一般社団法人日本同性愛者協会の証明書を発行し、お互いを人生の伴侶として生涯愛すること、またその為の努力をすることを誓ったものとする。

- 証明書登録番号 A1-0001 (豊島〇〇〇: A1-0001S 池袋☆☆: A1-0001B)  
登録年月日 平成23年7月25日
- 新住所 〒450-0089 東京都三角区新宿町 2-34-567  
同居開始日 平成19年7月19日
- 証人住所本籍  
山 河川 (実印) 東京都四角区幸町 1-23-456  
砂 岩祝 (実印) 千葉県〇市寿町 7-89  
東京都四角区幸町 1-23-456 千葉県〇市寿町 7-89
- 特記事項 別紙に、豊島〇〇〇と池袋☆☆による契約内容を記載  
交際開始日: 平成15年4月19日

この契約書は、上記二名の「登録年月日」における関係を記したものである。  
法律的な効果は存在しない。しかしながら、二人がお互いを認め、信じ、支えあって生きていくことを、一つの形として宣言した証である。  
憲法における婚姻の権利と責務と同様に、自らそれを課し、二人がパートナーとして同等の権利を有することを基本として、人生に起こる様々な諸問題を相互に協力し、維持するよう努めなければならないとし、人生最期の時まで共に歩むことを誓った証とする。